

商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン遵守のお願い

2022年7月13日
消費・流通政策課

平素より、経済産業行政にご理解・ご協力をいただきありがとうございます。
夏のレジャーシーズンに向け、遊具を設置している施設の管理者や運用事業者等におかれましては、以下の「商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン」（以下、本ガイドラインという）を参考に、安全な運営と事故の再発防止にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、昨今トランポリンの遊戯施設が増えており、そのトランポリン施設での事故も増えていることから、消費者庁からも注意喚起がでておりますので併せてご確認ください、利用者にも周知いただきますようお願いいたします。

商業施設内の遊戯施設の安全に関するガイドライン

<https://www.meti.go.jp/policy/economy/distribution/guideline.html>

消費者庁からの注意喚起

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/caution/caution_059/

<トランポリン施設運営者向け注意事項>

(1) リスク低減に資する標準作業手順書の整備・運用

施設運営者は、施設固有の危険源のリスクアセスメントに基づき、リスク低減に資する標準作業手順書を策定し、安全管理に取り組んでください。

(2) 注意喚起の強化

施設運営者は、「宙返り禁止」「複数人利用禁止」など利用者に伝えるべき項目を整理し、施設の運営状況に適した、確実に効率的な注意喚起方法を検討し、注意喚起の強化を図ってください。

(3) リスクに適した監視、指導

施設運営者は個々のリスクに適した監視を行い、監視に基づく注意・指導をお願いします。

(4) 遊具の安全担保

施設運営者は国際規格等の情報に基づき合理的に安全を説明できる遊具（フォームピット等）の、安全を担保してください。

(5) 適当な国際規格を参照

個別の製品安全規格が存在しない場合は、Guide51、基本安全規格 ISO 12100によるリスク低減の考え方に基づき対応することとする。トランポリン遊戯施設の場合、ISO/DIS 23659、ASTM F2870-20 等も参照してください。

以上